

令和7年つくば市議会定例会6月提出案件一覧（中間）

・報告1件 ・議案7件 計8件

【報告1件】

案件名	概要	所管課
<b>報告第20号</b> 専決処分事項の報告について （専決処分第13号 損害賠償額の決定について）  地方自治法 第180条第1項 令和7年6月5日専決処分	損害賠償額の決定及び和解（道路管理上の瑕疵に係る事故）  相手方が、つくば市道1級66号線を東に向かって走行中、道路肩の穴に落輪し、相手方車両左側のタイヤをパンクさせたもの  相手方に対する市の支払額 60,939円	建設部 道路管理課

【議案7件】

案件名	概要	所管課
<b>議案第17号</b> つくば市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を 改正する条例につい て  地方自治法 第96条第1項第1号	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、選挙等の執行の経費の基準が改定されたため、条例の一部を改正するもの  [主な改正の内容] ・投票管理者等の報酬額を改定する。	総務部 人事課

<p><b>議案第 18 号</b> 工事請負契約の締結 について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号</p>	<p>コリドイオの受変電設備外改修工事について、 工事請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の相手方 茨城県つくば市細見 957 番地の 1 株式会社木村電設 代表取締役 木村 好子</li> <li>2 契約金額 1 億 7,567 万円</li> <li>3 工事場所 つくば市吾妻一丁目 10 番地 1 コリドイオ内</li> </ol>	<p>市民部 つくば市民セ ンター</p>
<p><b>議案第 19 号</b> 工事請負契約の締結 について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号</p>	<p>旧田水山小学校を（仮称）つくば市芸術文化創 造拠点として整備する工事について、工事請負契 約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の相手方 コスモ・高田特定建設工事共同企業体 【代表構成員】 茨城県水戸市けやき台二丁目 13 番地 2 コスモ総合建設株式会社 代表取締役 池田 大輔 【構成員】 茨城県つくば市真瀬 1089 株式会社高田工務店 代表取締役 高田 稔美</li> <li>2 契約金額 8 億 8,297 万円</li> <li>3 工事場所 つくば市水守 620 番地</li> </ol>	<p>市民部 芸術文化推進 課</p>

<p><b>議案第 20 号</b> 工事請負契約の締結 について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第5号</p>	<p>春日交流センター長寿命化改修工事について、 工事請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の相手方 茨城県つくば市上横場 902 番地 1 株式会社大和田建設 代表取締役 大和田 米吉</li> <li>2 契約金額 4億 1,288 万 5,000 円</li> <li>3 工事場所 つくば市春日二丁目 36 番地 1</li> </ol>	<p>市民部 地域支援課</p>
<p><b>議案第 21 号</b> 工事請負契約の締結 について</p> <p>地方自治法 第96条第1項第5号</p>	<p>高崎中学校屋内運動場の長寿命化改修工事につ いて、工事請負契約を締結するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の相手方 茨城県つくば市筑波 675 番地 1 株式会社山関工務店 代表取締役 山関 重人</li> <li>2 契約金額 4億 370 万円</li> <li>3 工事場所 つくば市高崎 1730 番地</li> </ol>	<p>教育局 教育施設課</p>

<p><b>議案第 22 号</b> 工事請負契約の締結 について</p> <p>地方自治法 第 96 条第 1 項第 5 号</p>	<p>桜南小学校校舎の長寿命化改修工事について、 工事請負契約を締結するもの</p> <p>1 契約の相手方 大貫・昌輝特定建設工事共同企業体 【代表構成員】 茨城県水戸市けやき台三丁目 62 番地 1 株式会社大貫工務店 代表取締役 大貫 茂男 【構成員】 茨城県つくば市吉沼 1025 番地 1 株式会社昌輝 代表取締役 小森 由香里</p> <p>2 契約金額 7 億 8,617 万円</p> <p>3 工事場所 つくば市大角豆 789 番地 1</p>	<p>教育局 教育施設課</p>
<p><b>議案第 23 号</b> 作岡財産区管理委員 の選任について</p> <p>作岡財産区管理会条例 第 3 条</p>	<p>委員 7 名のうち、木村 光紀 (きむら こう き) 氏が、令和 7 年 6 月 23 日をもって任期満了に なることに伴い、木村 保夫 (きむら やすお) 氏を新たに選任することについて、議会の同意を 求めるもの</p>	<p>財務部 財政課</p>